

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング
Aグループ（公財）埼玉県国際交流協会 議事概要

1 開催日時 令和6年10月1日（火）14時21分～14時50分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

（1）委員 伊藤（伸）委員、栗田委員、林委員

（2）県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査
・法人所管課 国際課 吉田副課長、関根主幹

（3）法人（公財）埼玉県国際交流協会 新船事務局長、笹次副局長

4 ヒアリング内容

（委員）

対象事業の予算と決算について、収入と支出が常に同額となっており、発生した金額全てが県費で賄われているが、この仕組みについて教えてほしい。

（法人）

グローバル人材育成センター埼玉事業と外国人総合相談センター設置事業については、県からの委託事業となっており、基本的に契約額を収入と支出の金額としている。彩の国さいたま国際協力基金助成事業については、実績に応じて基金を取り崩すなどしているため、収入と支出が一致している。

（委員）

相談業務については、いつ誰が相談に来るか分からないものと思われる。非常勤の職員が多いが、対応体制はどのようになっているのか。予約制などにしているのか。

（法人）

基本的には電話相談がメインとなっている。各言語に精通した非常勤の職員が協会内で待機し、電話相談があった場合にその都度対応するという形をとっている。

（委員）

そうすると、相談件数に応じて人件費がかかるということか。それとも相談件数によらず、固定費としてかかるのか。

（法人）

人件費は人を配置するための固定費となっている。

（委員）

言語の数が増えれば増えるほど、その費用も増えるということか。

（法人）

そのとおりである。相談件数が少ない言語については、一部、外部に委託しているものもある。

（委員）

事業にかかる費用はほとんどが人件費と思われるが、その人件費について、効率化を考えて工夫していることはあるか。

（法人）

人件費は、県への予算要求の段階で必要な金額をお願いしている。利用者のニーズに応じて年々対象言語を増やしているが、そのようなものは再委託を行い、相談件数に応じて委託料を支払うなど、常にフル装備をしているわけではないというところで工夫をしている。

(委員)

事務所の賃貸料や光熱費などはかからないということか。

(法人)

どこまで協会が負担しているかは、手元に資料がなく、すぐに申し上げられないが、基本的には電話代金などが中心となっている。

(法人所管課)

協会は県の地方庁舎に入っているため、必要最小限の経費で事業を実施しているものと考えている。

(委員)

その辺りの費用が発生しない中で、組織としてとてもフレキシブルな対応ができていると理解したが、例えば現在の事業内容のみで法人を設置するのではなく、他の法人と統合しても事業内容としては変わらないのではと思ったがどうか。

(法人)

ノウハウの蓄積があるため、現在の職員で対応したほうがサービスを低下させずにできると考えるが、他の法人との統合についてもしっかりとした体制が整えば、全く不可能というわけではない。ただし、国際交流協会という形で、他の様々な協会が実施する事業と連携しながら外国人総合相談センター設置事業を運営しているため、協会が引き続き実施する必要があると考えている。

(委員)

例えば外国語を使う講座があるなど、そういった事業を実施する法人と統合したほうが職員の融通もしやすくなり、人件費も削減できる可能性が出てくるのではと思ったが。

(法人)

他にそういった法人があれば統合という可能性もあるかと思うが、外国人総合相談センター設置事業に関して言えば、それにより何か効率的に人件費を削減できるということがあまり想定できないと思われる。協会全体ということであれば、工夫のしようがあるかもしれない。

(委員)

彩の国さいたま国際協力基金助成事業について、これまで民間団体に対して総額約1億823万円を助成とあるが、この金額は累計で、今期も500万円を助成しているということか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

グローバル人材育成センター埼玉事業について、これは日本から海外に出ていった人達に対する支援としての1億円ということでしょうか。

(法人所管課)

日本の若者が海外に留学するための奨学金支給のためなどの事業と、日本に来ている外国人留学生がその後、埼玉県などで活躍するための就職に向けた支援と、その2つを合わせて実施しているものである。

(委員)

今の法務局の考え方では、いくら働きたいと言っても就労ビザの関係で働くことができないことが

ある。そのところを、もともとの学校の入り方から指導していかないと。日本語能力試験でN1をとっても人文知識でしか入ることができないなど、マッチングが上手くいかない状況がある。日本から海外に出ていった人達に対する支援は必要なものだが、日本に来た外国人の支援の内容は見直す時期に入っていると感じており、特定技能2号という新しい働き方が増えた中で、その部分の支援を終わらせてもいい時期になっているのでは。特定技能2号で永住できる可能性もあり、それと人文知識でとったものは内容的に同じであり、家族の処遇についても変わらない中で、続けていく意味があるのか。

また、外国人総合相談センター設置事業での相談業務について、内容によっては県が受けるべきものかその他のところで受けるべきものか分かれるように思うが、どのようなものがあるのか。

(法人所管課)

令和5年度の相談内容では、在留資格などの出入国制度に関する相談が最も多く、次いで医療・福祉・年金に関する相談、それから仕事・労働に関する相談などとなっている。この傾向は過去5年間で大きな変化はない。

(委員)

年金に関する相談については、ほかに窓口がないからこちらの相談センターが相談を受けているということか。

(法人所管課)

そのとおりである。在留資格の詳しい話について相談があった場合は、例えば入国管理庁の担当部署を案内することもあるが、まずどこに相談したらいいかわからないという外国人の方からの問い合わせに対応できる一元的な窓口という意味で、設置の必要があると思っている。

(委員)

相談者の在留ビザはどんなものが多いのか。

(法人所管課)

在留ビザについては、申し訳ないが手元にデータがない。

(委員)

在留ビザによって相談窓口が異なるものと理解している。例えば医療相談であればこの窓口で受けるかなど、分けたほうが良いと思っている。外国人の方はフェイスブックを使ってどこに相談するかをよく把握しており、また特に特定技能1号については技能実習生を受け入れる支援団体もあるため、どのような人が相談に来るのか興味があった。この事業には約1,700万円の費用が使われており、本当に意味があるか感じるところがある。例えば留学ビザの方が多いのであれば学校と連携するなど、そういったところを一度分析し、受ける相談と受けない相談を分けたほうが良いのではと思う。

(委員)

外国人総合相談センター設置事業は県からの委託事業となっており、令和3年度から令和5年度までの予算と決算について、収入は全て県費から、また支出はそのまま収入と同額になっているが、委託料の算出根拠はあるか。

(法人所管課)

基本的にはかかった経費の全額について県から委託料を支払うという形になっている。

(委員)

協会が見積りを出して、県が認めた部分は委託料に、認められなかった部分は自己負担となるのか。

(法人所管課)

基本的には県が仕様を定めて相談員を配置してもらうため、かかった経費の全額を県が負担すると

いう考え方である。

(委員)

相談員の募集や配置は協会と県のどちらが行うのか。

(法人所管課)

配置までを協会に委託している。

(委員)

最近各市町村レベルで国際交流協会を設置している団体が減少したと感じるが、埼玉県内の市町村ではどの程度の団体が協会を設置しているのか。

(法人)

令和4年度末の数字になるが、県内63市町村のうち、29市町村で協会が設置されている。

(委員)

相談は生活周りの内容が多く、そういった意味では市町村のレベル感での相談が必要になるという話を都道府県の方から聞く。県の協会と市町村の協会の役割分担や連携はどの程度できているのか。

(法人所管課)

身近な部分の相談は市町村でも対応できる部分があるが、言語数や曜日に限られていたりするため、全県の在留外国人の状況等を把握して言語数も用意するとなると、県レベルでないと難しいのではと考えている。

(委員)

市町村とは定期的に、例えばノウハウの提供や意見交換などを行っているのか。

(法人所管課)

相談業務のノウハウの提供や、講座や研修なども年に2回開催しており、その他にも交流がある。

(委員)

県と市町村の役割分担と、もう1つが行政と国際交流協会の役割分担という、大抵この2つがいつも論点として出てくると思っている。国際交流協会にはなかなか収入を得られるような事業がなく、県費負担となるのも当然といえば当然だと思う。だとすると、県による直接実施ではなく、あえて協会に委託することの意義がどこまであるのかということが常に求められるようになる。いつもこのような議論がある時、もちろん全ての都道府県が一緒というわけではない前提の中で、都道府県の出資が関係ないNPOでできる場所はNPOがやる、やれないところは県が出資している外郭団体というよりは、県による直接実施のほうが、結果的に効率性が高くなる、ということも今までいろいろな自治体を見てきた中で実感があるが、埼玉県に置き換えたときに率直にどう思うか。

(法人所管課)

県内でもNPOが担う役割は非常に高いと思っている。ただ、埼玉県ではその数が非常に多いため、県がそれを全て把握して関係性を構築できるとは言い難い。そこにフレキシブルに動ける国際交流協会が入ることによって、継続性のある事業が可能になると考えている。NPOの意見を吸い上げる、県の考えもNPOに伝えられる、こうした役割を協会が担っていると思っている。

(委員)

事業の対象になる人は、当然ながら海外から来ている人もしくは埼玉県から留学をする人になるが、そこだけでは限定的になってしまうからこそ、常にこの支出の話が出てきてしまうと思っている。海外だけではなく県内の多世代、高齢者や障害者、特にマイノリティを中心とした多様な人たちを、事業の対象として拡げていく選択肢もあるのではないかと。今日の事前ヒアリングの対象になっている法人では、高齢者世代を対象としたいいきいき埼玉のような法人と実際に一緒に事業を実施している事例が他県にある。中長期的にみて、そのような考え方はどう思われるか。

(法人所管課)

国際交流事業や外国人支援などの事業そのものはなくならないため、機能をより高いレベルに上げていくということは1つの考え方としてあるが、現在は国際交流協会の経営状況も安定しており、単独の設置でも支障はないと考えている。

(委員)

経営が安定しているのは、あくまでもベースに県の出資が入っており、かつ、単年度の県費が入っているという前提の中での話になる。